

(届出概要説明資料)

審議案件に関する概要

令和4年8月4日第2部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第6条第2項（変更）
届出日	令和3年12月22日
担当部署	北海道渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社函館丸今井 代表取締役 橋 淳央	北海道函館市本町32番15号

2. 届出事項

(1)店舗名及び所在地	丸井今井函館店 函館市本町32番15号	
(2)小売業者名、代表者名及び住所	株式会社函館丸今井 代表取締役 橋 淳央 函館市本町32番15号	
(3)変更日	令和4年8月23日	
(4)変更する理由	駐車場需要が減少傾向にある中、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、駐車場需要の回復が見込めないと判断し、必要駐車台数を再度見直すため	
(5)変更しようとする事項	駐車場の収容台数	(変更前) 185台 (変更後) 125台
	駐車場の位置、出入口の数及び位置	(変更前) 届出書添付図2～12 (変更後) 届出書添付図4～6及び図13～15

3. 審査事項

(1)駐車場整備等への配慮	必要駐車台数の整備	必要駐車台数168台 > 変更後の収容台数125台
	従業員駐車場等の整備	なし

交通対策に関する検討	<ul style="list-style-type: none"> ・自社駐車場付近においては、提携駐車場の案内看板を設置するとともに、駐車場係員によりチラシの配布にて各駐車場への経路案内を行う。 ・ホームページにて提携駐車場の案内を掲載するとともに、自社駐車場が満車になると予測される時間帯をお知らせし、予め提携駐車場への駐車をお願いする。
------------	--

(2)関係行政機関との協議状況

公安委員会	
北海道函館方面 函館中央警察署交通第一課 企画・規制係	<p>令和3年9月16日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更概要や駐車需要の減少に伴う必要駐車台数の見直しについて、経緯と方針を説明。提携駐車場への案内経路についても説明し、了解を得た。 ・変更後に整備する第2平面駐車場の道路境界線の整備についての見通しについて質問を受け、内容を説明し、了解を得た。
地元市町村	
函館市経済部商業振興課	<p>令和3年9月16日</p> <p>変更概要を説明した。 指摘事項なし。</p>

道路管理者	
函館市土木部道路管理課	<p>令和3年9月16日</p> <p>変更概要を説明した。 指摘事項はないが、変更後の第2平面駐車場の図面が完成した段階（工事着工前）で、道路境界部の縁石部について説明の必要あり。</p>

4. 市町村、住民等の意見

(1)市町村の意見	令和4年2月24日 意見なし
(2)住民等の意見	北海道告示 令和3年12月28日～令和4年4月28日 意見なし

5. 道（渡島総合振興局連絡調整会議）の意見

<p>【環境生活課意見】</p> <p>北海道地球温暖化防止対策条例に基づき、特定駐車場（自動車の駐車の用に供する面積が500m²以上）の設置者は、駐車場の利用者に対し、アイドリングストップの実施について周知することを義務付けられています。</p> <p>（その他、商工労働観光課、農務課、建設指導課は意見なし）</p>
--

(答 申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理 由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺の地域における生活環境の保持の観点から審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第4条の指針に述べられている配慮事項のうち、届出書等に記載された計画においては、対象としたすべての項目で、大規模小売店舗立地法第4条の指針に沿った配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が、地域の周辺環境の保持に支障はないものと認められる。

函館市からは、指針で示された事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、また、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。